

文化庁国語課計画普及係宛

「日本語教育の推進のための仕組みについて（報告）」に関する意見

牲川 波都季

2021年9月14日

○はじめに

【意見1】

「近年、我が国に在留する外国人が急激に増加し、質の高い日本語教育の提供が喫緊の課題となっています」とあるが、外国人の急激な数（量）の増加と、日本語教育の質の向上はどのように関係しているのか。「質」の定義とともに明示すべきである。外国人数の急激な数（量）の増加により、日本語教育機関や日本語教師数が不足しており、その結果、日本語教育の質も低下しているということか。意見4に述べるように、現在のところ、需要供給バランスに極端な問題は起こっていない。

【意見2】

「今後、この方向性に基づき（中略）十分に現状を踏まえた上で検討していくことが必要」とあるが、「○日本語教師の資格について—5. 教育実習」以降でも、要検討に類する表現が多数使われている。法制度化にあたり検討されるものと思われるが、あまりにも要検討事項が多く、本報告の提案およびその法制度化の実現可能性に説得力がない。

○日本語教師の資格について

1. 日本語教師の資格の目的

【意見3】

公認日本語教師資格（以降、「新資格」）の目的の一つとして「日本語教育の質の向上」が挙げられている。「質」を定義した上で、現行の日本語教師の供給システムによって日本語教育の質が低下したのか、あるいは現在よりも日本語教育の質を高めなければならないとい

うことであれば、そうした質の向上がなぜ必要で、新資格がどのように日本語教育の質を向上させるのか、明確に説明すべきである。

【意見 4】

新資格の目的の一つとして「日本語教師の確保を図」ることが挙げられている。この文言は日本語教師の量的な確保を意味していると考えられるが、現行の日本語教師の供給システムでは需要に対応できないという、明確なエビデンスが必要である。

コロナ禍の影響を受ける以前の5年間（2015年から2019年）における、年ごとの日本語学習者数の伸び率の平均は約10%、日本語教師数の伸び率の平均は7%である。さらに言えば、日本語教師数の専任教員に限ってみれば、伸び率の平均は11%で、日本語学習者の伸び率を上回っている。（文化庁国語課『国内の日本語教育の概要』内の数値より算出）現行の日本語教師の供給システムを変えずとも量的な確保は可能ではないか。

3. 試験の内容及び実施体制等—（1）試験の内容等

【意見 5】

試験の出題範囲である「必須の教育内容」の50項目の多くは、現行の日本語教育能力検定試験の出題範囲と重なっている。現行の日本語教育能力検定試験の出題範囲は、2022年度に「必須の教育内容」の50項目に準じた出題範囲に移行される予定である（<http://www.jees.or.jp/jltct/range.htm>）。新資格のための試験の独自性は筆記試験②の要素のみであり、新設せずとも、日本語教育能力検定試験の実施主体の変更、試験内容の追加・修正で対応できるのではないか。

1 1. その他

【意見 6】

「公認日本語教師の資格を取得する動機付け」は、新資格の必要性の根幹にかかわる論点であり、新資格を取得すべき理由を示すべきである。

○日本語教育機関の水準の維持向上を図るための仕組みについて

1. 制度の目的

【意見 7】

末尾に「多様な日本語教育を行う機関の質が保障されていることは、公認日本語教師が活躍することが期待される場を明確化することにつながる」とある。意見 6 の新資格取得の動機づけのためにも、「明確化」とは具体的には何を指すのかを明示すべきである。

4. 制度の詳細— (2) 評価制度の審査項目、ならびに 6. 類型「留学」「就労」「生活」の全体イメージ (案)

【意見 8】

新資格の必要性にかかわる重要な内容のため、「留学」内の「教員要件」について、「教員要件（公認日本語教師の必置）」のようにすべきである。同様に、類型「生活」の「審査項目」内の「コーディネーター及び公認日本語教師の配置」についても「必置」とすべきである。

【意見 9】

類型「就労」は、今後もっとも増加が見込まれる外国人の在留資格にかかわっており、審査項目を示すべきである。

第 8 回日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議の資料 1 を読む限り、類型「就労」の対象は、在留資格「留学」のうちの就労予定者、「定住者」の就労者、「高度人材」「技能実習」などを指していると思われる。今後は、新設の「特定技能」による就労者も想定されるが、いずれの在留資格も、資格取得後に本人に日本語教育を受ける義務はなく、また雇用事業者等に受けさせる義務もない（「技能実習」の研修期間をのぞく）。

この状況では、「就労」者が類型「生活」の機関で日本語を学ぶことも十分に考えられ、類型「就労」と「生活」の区分があいまいである。

文化庁の日本語教育実態調査も、就労者を対象とした日本語教育の実態を把握しきれておらず、ニーズの有無そのものの判断材料がない。エビデンスを集めた上で、類型「就労」の日本語教育像を明確にし、それに基づいて審査項目を明示すべきである。

【意見 10】

各類型の機関で想定される学習者について、在留資格によって例示すべきである。これが示されないと、今後の学習者数が予測できず、公認日本語教師等の必要供給数も予測できない。また在留資格と紐づけなければ、意見 9 で述べたように、類型「就労」「生活」の境界があいまいになり、本来は「就労」の場で学ぶべき者が、主にボランティアで支えられる「生活」の場で学ぶといった事態を避けられない。たとえば「特定技能」の場合、「事業主等は、可能な限り類型「就労」の機関を、日本語学習機会の場として提供する」といった、法制度面の追加・修正を他省庁に求めることも含め、在留資格での対象者の明示をめざすべきである。

本報告および日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議の公開済み資料・議事概要を読む限り、現時点で公認日本語教師が必置となる予定の機関は、類型「留学」すなわち法務省告示日本語教育機関と、類型「生活」内の都道府県の機関に限られている。在留外国人数が増加すれば、それに伴い、必要な日本語教師数も増加すると予想される。しかしながら、新規に入国する在留外国人の日本語学習機会が、最低時間数を明記する形で権利・義務化されない限り、日本語教師や日本語教育機関の必要供給数が今まで以上に急増する見込みはない。少なくとも在留資格と類型を結び付けることができなければ、日本語教師資格や評価制度の新設を意義付けることは難しいと考える。

以上